

第4次大江町都市計画マスターplan <概要版> P.1

(1) 都市計画マスターplanの概要

都市計画マスターplanは、都市計画法に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。都市整備分野を中心に、令和26(2044)年度を目標年度として、大江町の20年後を見据えたまちづくりの方向性を示します。本計画に基づき、土地利用の規制・誘導や、道路・公園をはじめとした都市施設などに関する個別計画を決定していきます。

(2) まちづくりの将来像

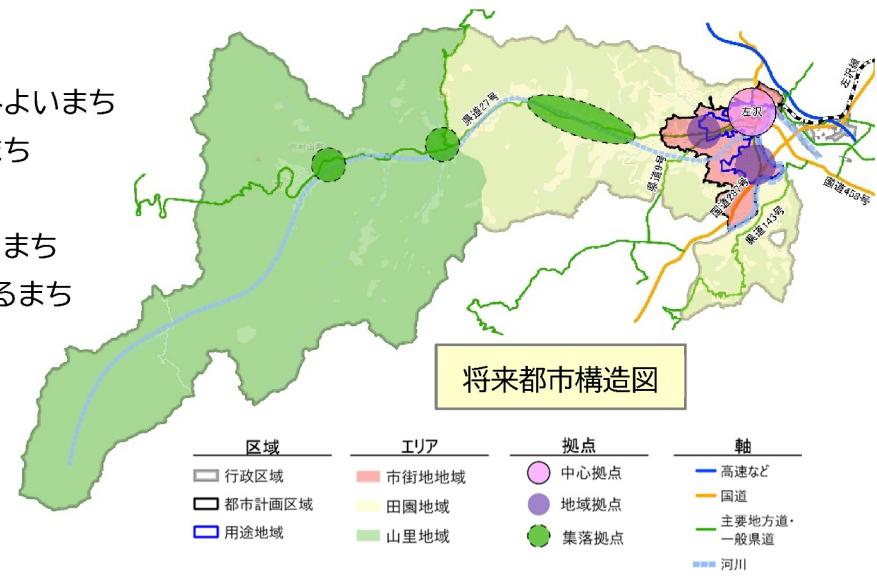
将来像：だから、住んでみたい。だから、暮らしつづけたい。

～豊かで彩りある「おおえぐらし」を目指して～

<まちづくりの目標>

- 将来にわたって持続可能な住みよいまち
- 暮らしの利便性が確保されたまち
- 暮らしの希望に応えられるまち
- 快適な環境で心地よく暮らせるまち
- 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

まちづくりの将来像に基づき、社会経済情勢の変化に対応しながら、都市計画の各分野から「暮らし」へつながるまちづくりを推進します。



(3) 全体構想

全体構想における方針の体系図を示します。

土地利用の方針	方針内容
1) 都市的土地利用区域	現在の市街地の状況を踏まえ、自然環境との調和を図りながら、整備・開発の誘導規制、環境保全及び景観形成を推進します。
2) 市街地の土地利用	これまでの拡散型の施策を転換して、コンパクトな市街地を形成し、エリアの保全、維持、強化を図ります。
3) 主要な用途の配置	市街地の現状に応じた住居、商業、工業などの用途を適正かつ明確に配置して、周辺環境の保全と機能の増進を図ります。
4) 市街地以外の土地利用	集落地及び農用地を保全し、個別開発などの規制・誘導により、生産基盤及び営農環境を守ります。

都市施設の方針

1) 幹線、補助幹線道路

- 少子高齢化に伴い厳しい財政状況が予想される中、将来的なインフラの維持・管理コストを含め、計画的・効率的な整備を図ります。
- 主要な都市機能を結ぶ幹線道路を踏まえた環状形成として、市街地連結主軸を位置づけ、整備を推進します。
- 市街地の骨格となる市街地循環道路を用いた、補助幹線道路の整備を促進します。

2) 公園・緑地

- 超高齢社会に対応した健康増進、くつろぎやコミュニティ形成の場づくりのほか、町外からの移住者との交流の場づくりなど、公園・緑地に求められる多様なニーズへの対応を図ります。

3) その他都市施設

- その他都市施設について、計画的に維持・管理を行い、適切な運用を図ります。

景観形成等の方針

1) 都市環境

- 自然及び歴史・文化の資源を活用して、まちの誇りとなる環境づくりを進めます。
- 市街地内外の自然的緑地は、ゆとりある都市環境資源として保全を図ります。

2) 景観形成

- 本町固有の自然及び歴史・文化を日常に活かし、活力と交流を促すために、協働による優良な景観の創出を図ります。

住宅、宅地供給の方針

1) 宅地供給

- 町外からの転入促進と、町外への転出抑制を図るため、利便性の高い地区において低廉な住宅地の供給を図り、より良い定住コミュニティの形成を目指します。

2) 住環境

- 少子高齢社会の進行に対し、多世代型コミュニティの形成及び相互扶助の体制づくりと、誰もが安心して暮らすことができる住環境の提供を図ります。

3) 公営住宅

- 公営住宅は、誰もが利用しやすく安全で快適な環境を提供できるようバリアフリー化し、ユニバーサルデザインに配慮して整備更新を推進します。

防災まちづくりの方針

1) 災害に強いまちづくり

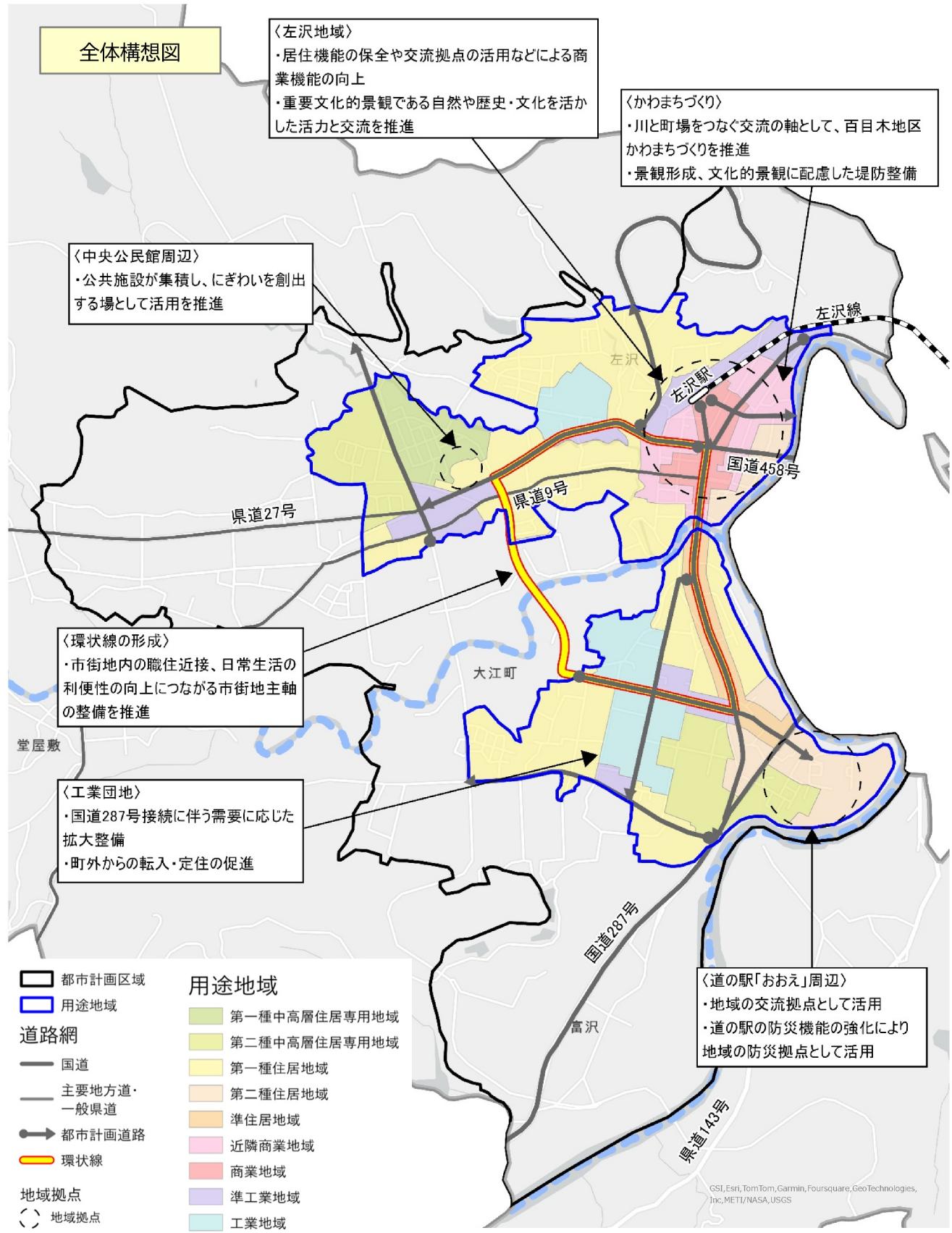
- 誰もが安全・安心に暮らすことができるまちを目指し、激甚化・頻発化する自然災害に備え、災害に強いまちづくりを推進します。

2) 災害や公害の予防・克雪対策

- 自然環境を維持・保全し、景観形成に配慮しながら安全・安心な住環境が確保できるよう、災害や公害の予防を推進します。

第4次大江町都市計画マスターplan <概要版> P.2

全体構想では、各分野の方針に基づき推進していく施策をとりまとめました。施策のうち、図としてあらわせるものを「全体構想図」として示します。

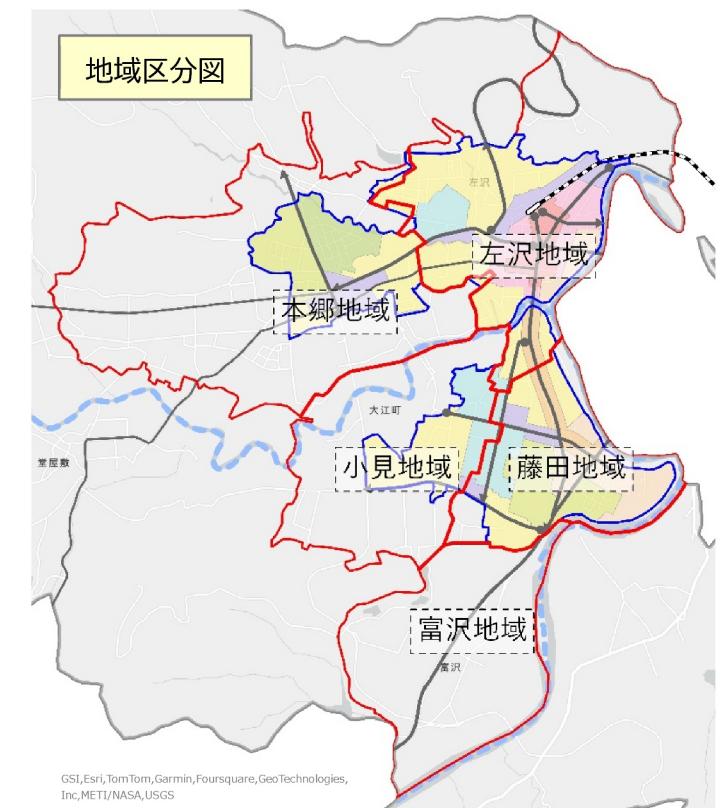


(4) 地域別構想

都市計画区域を5つ(左沢・本郷・藤田・小見・富沢)に区分し、各地域について現状と課題、地域の目標、地域づくりの方針を定めました。

地域の目標

左沢 地域	暮らしやすさを維持しながら、地域内の歴史・文化資源を交流に活かします。
本郷 地域	安心して暮らせる豊かな居住環境の維持保全と、生活利便性の確保を図ります。
藤田 地域	将来につなぐ活力とやすらぎの交流をもつ、充実した暮らしの場を目指します。
小見 地域	自然環境と住まいの環境を守り、歴史と文化のたたずまいを残す地域を目指します。
富沢 地域	ゆとりある居住環境を維持・保全し、継続的な地域コミュニティの形成を目指します。



(5) 計画の実現に向けて

都市計画マスターplanに基づいてまちづくりを推進するために、3つの実現化方策と、合わせて行っていく取り組みを定めます。

実現化方策	まちづくりの推進体制の充実	府内の各部署が連携し、横断的な連絡体制を確立し、一体的なまちづくりに取り組みます。国や県、周辺自治体とも連携を図ります。
	協働のまちづくりの推進	行政から十分な情報提供を行い、住民や事業者などまちを支える多様な主体と協働し、創意工夫によるまちづくりを推進します。
	計画の進行管理と見直し	計画の定期的な進行管理を行い、現況や施策の進捗状況などを検証し、必要に応じて方針を見直すなど柔軟な対応を図ります。

<必要に応じて行う法定都市計画の見直し>

- ・大江都市計画区域の見直し
- ・用途地域の見直し
- ・公園・緑地の見直し
- ・都市計画道路の見直し
- ・地区計画の検討

<関連計画及び事業との連携>

- ・社会資本整備総合交付金事業との連携
- ・都市構造再編集中支援事業との連携
- ・財政計画との調整